

総務厚生常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第 1号】平成28年度矢板市一般会計補正予算（第2号）	3
【議案第 2号】矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部改正について	18
【議案第 3号】矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について	19
【陳情第19号】「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情	19
【委員長報告】	20
【閉会】	20

1 日 時

平成28年6月15日(水) 午前9時21分(開会)～午後1時57分(閉会)

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 和田 安司 副委員長 小林 勇治

委 員 高瀬 由子、櫻井 恵二、関 由紀夫、石井 侑男、
中村 有子、大島 文男

4 欠席委員 なし

5 説明員(25名)

(1) 総合政策課(3人)

①総合政策課長 横塚順一 ②電算統計班長 石川民男

③政策企画担当 村上治良

(2) 秘書広報課(1人)

①秘書広報課長 柳田和久

(3) 総務課(5人)

①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤賢一

③人事担当 小野崎賢一 ④財政担当 佐藤裕司

⑤管財担当 関谷一男

(4) 税務課(1人)

①税務課長 鈴木康子

(5) 社会福祉課(2人)

- ①社会福祉課長 永井進一 ②社会福祉担当 阿久津功
- (6) 高齢対策課（1人）
①高齢対策課長 石崎五百子
- (7) 子ども課（4人）
①子ども課長 沼野晋一 ②泉保育所長 星野朝子
③子育て支援担当 齋藤敦子 ④保育担当 塚原由
- (8) 市民課（2人）
①市民課長 薄井初江 ②市民・年金担当 柳田視伸
- (9) 健康増進課（3人）
①健康増進課長 細川智弘 ②健康増進担当 宮本典子
③国保医療担当 高久聡子
- (10) くらし安全環境課（1人）
①くらし安全環境課長 小野寺良夫
- (11) 出納室（1人）
①室長 高沢いづみ
- (12) 選挙監査事務局（1人）
①選挙監査事務局長 小瀧新平

6 担当書記 水沼宏朗、藤田敬久

7 付議事件

【議案第1号】 平成28年度矢板市一般会計補正予算（第2号）

【議案第2号】 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

【議案第3号】 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【陳情第19号】 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（和田安司） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 （9時21分）

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 （9時21分）

(休憩)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

(10時49分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

【議案第1号】 平成28年度矢板市一般会計補正予算(第2号)

【議案第2号】 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

【議案第3号】 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【陳情第19号】 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情の4件である。

【議案第1号】

○委員長 「議案第1号 平成28年度矢板市一般会計補正予算(第2号)」を議題とする。提案者の説明を求める前に、私が質疑したいので、委員長を交代する。

(委員長交代)

○副委員長(小林勇治) それでは暫時、私が委員長の職務を行う。議案第1号について、提案者の説明を求める。

○総務課長(三堂地陽一)

(「提出議案説明書」1頁を朗読。「平成28年度矢板市補正予算書」1頁を朗読、2頁から4頁により説明、詳細について「平成28年度予算に関する説明書」4頁から9頁により説明。)

議案第1号 平成28年度矢板市一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出にそれぞれ4,980万円を追加計上し、予算総額を126億8,330万円に補正しようとするもの。

第2表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

7月から創業資金というものが創設になり、この創業資金として借り入れたものに対して、返せなかった場合の補てんを市が行うことになる。最高限度額500万円、期間は平成28年度から平成35年度まで。500万円のうち、その8割を株式会社日本政策金融公庫が補てんし、残る2割のうち3分の2を県保証協会が、3分の1を市が補てんすることになる。

第3表 地方債補正

1 地方債の変更

城の湯温泉センター等改修事業に伴い、当初2億1,750万円だった限度額を、1億

8, 140万円に補正するもの。

歳入

- 14款2項1目 総務費国庫補助金は、497万2,000円の増額。個人番号カード交付事業費補助金で、国の補助金の交付決定額確定によるもの。
- 15款2項4目 農林水産業費県補助金は、139万1,000円の増額。経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金で、生産調整を行う団体に対し事務を行う協議会に対し補助するものの追加補正。補助率は100%。
- 18款1項1目 財政調整基金繰入金は、6,283万7,000円の増額。今回の補正に伴う財源不足部分を基金から取り崩したもの。
- 20款4項4目 雑入は、1,670万円の増額。コミュニティ助成金で、宝くじのコミュニティ補助。
- 21款1項1目 民生費は3,610万円の減額。城の温泉センター等改修事業に伴うもの。

歳出

- 2款3項1目 戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード交付事業の確定によるもの。
- 3款1項1目 社会福祉総務費は、まず、委託料96万2,000円の増額については、今回の見直しに伴い、城の湯温泉センターの一部設計変更があり、その設計費用及びグラウンドゴルフ等の外構工事、こちらの改修が変更になったことに伴う設計業務。いずれも変更に伴う設計業務委託による追加。
次に、工事請負費4,906万2,000円の減額については、先ほどの現地調査及び過日の全員協議会においても説明があったとおりで、大きくは1号館に集約する入浴設備をこれまでどおり1号館、2号館それぞれを維持、今後長く使うのに必要な改修をし、併せて当初予定していたトレーニングルームの改修を取りやめたことに伴う減額。さらにグラウンドゴルフの整備面積が、規模が縮小になったということに伴う減額。
- 6款1項5目 生産調整推進対策事業費は、49万5,000円の増額。矢板市農業再生協議会という生産調整のための協議会に対する助成。補助率100%。
- 10款4項1目 社会教育総務費は、1,670万円の増額。地域コミュニティ推進補助事業として、まずは6月1日から新たに誕生した行政区であるハッピーハイランド矢板に自治公民館を新築する。このことに伴う宝くじ助成で1,500万円の補助をそのまま地元へ交付する。残り170万円については、矢板公民館会議室のテーブルが老朽化したことにより、新たに買い増すもの。
- 10款5項2目 体育施設費は、7,573万3,000円の増額。これは体育施設整備事業委託料で、(仮称)とちぎフットボールセンターの設計費である。グラウンド整備、クラブハウス、外構工事、地質調査等の一切合切を見込んでいる。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書については、創業資金に関するもので、債

務負担行為のところで説明したとおり。

- 副委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 大島委員 宝くじ助成関係の歳入については、ただいまの説明のなかで、歳出があるということで、これは市を通して出すという形だが、これは全体的に、市のなかで特別に、極端に大きく関わっている事業ではないということで、あくまでも協会でこれを認定して公的機関の市を通して補助をするという認識でよいか。
- 総務課長 お見込みの通り。ただし、例えば成田の公民館を建てる際には、地元の皆さんが申請書を自分たちで作り上げて申請をされているが、その橋渡しのもの、あるいは分からないところについてご指導させて頂いた部分はある。ただ基本的には、地元の皆さんが申請し、勝ち得たということである。参考までに申し上げますと、これまでも何件かあった。例えばお囃子会なども、太鼓を揃えるために自分たちで申請して宝くじのほうの承認が通り、実際に補助をもらったということがある。また、全県下対象で、率のよい補助なのでたくさん手が挙がってくるが、栃木県だと3件ほどという縛りがあり、まずは栃木県を勝ち抜いていくということが大変なようである。基本的には地元の皆さんあるいは担当の方たちが実際に関わる仕事である。
- 大島委員 関連だが、この件に関しては矢板市のほうで、コミュニティ、公民館的な要素があると思うが、そのような場合、矢板市の補助金はどのような方向で考えているなかでの今回の補助金なのか。
- 総務課長 新築となると、公民館の改修あるいは新築の補助に関する要綱があり、そこに基づき、新築の場合は500万円という形で支出させていただくことになる。
- 和田委員 民生費において、城の湯温泉センター施設事業に係る経費を減額ということが議案第1号に含まれている。全員協議会等でもたびたび指摘させていただいたが、減額に至る経緯、そして減額の理由について納得がいかないのので、改めて確認させていただきたい。
- 社会福祉課長（永井進一） 全員協議会のほうで話をさせていただき、市長のほうからも話があったかと思うが、今回の減額の大きな要因としては、(仮称)とちぎフットボールセンター整備計画と競合する部分があるのではないかとということで、その部分を見直しをしようという見解である。結果的にはトレーニングルーム、グラウンドゴルフ場については、サッカー場ができるので、それが代用できるのではないかとということで、結果的には温泉センターにあるトレーニングルーム関係の整備を行わないということで、グラウンドゴルフ場についても既存施設があり、全くなしにしてしまうわけにはいかないのので、当初の計画よりは若干規模を縮小して整備しようということ。大きな要因としてはそのところ。まずはフットボールセンターにそういった機能を作ることで、温泉センターの方は既存の施設のままでいこうというのが市長の考え方である。
- 和田委員 ということは、当初予算にあったものを変更したということは、市長の指示のもとで考え方が変わったので補正予算を出したということでしょうか。
- 社会福祉課長 市長就任以来、この温泉センター事業については、市長といろいろ協議を重

ねてきた。5月18日の全員協議会以降、フットボールセンターとの摺り合わせ等をきちんと行い、方向性を固めて、今回、減額補正を行ったということである。

○和田委員 提案の理由について確認する。この事業は、地方創生加速化交付金を申請した事業でもあり、地方版総合戦略の核となる事業でもあるかと思う。その事業を、市長が変わったからといって変更するというのは、非常に重要な案件かと思う。やってはいけないと言っているのではなく、そのような重要な案件に対し、私ども議会に対して丁寧に説明をしてくださいと。4月19日の全員協議会においては説明がなかった。ところが、19日の午後には入札が中止になったという情報が入った。おかしいのではないかということをも5月の全員協議会の際に申し上げた。そのときの答弁では、事業見直しを決めたわけではなかったため議会に諮ることをしなかったという説明であった。ここまでは間違いはないか。

○社会福祉課長 そこまでは間違いはない。

○和田委員 6月10日の永井課長の説明では、5月18日以降に事業のあり方を検討した結果、事業見直しを決めたので、議案として提出したということだった。私は、普通、大切なことをやるのであれば、4月の段階から見直しを検討して議案として出てきたのならば分かる。当然、それならば5月の全員協議会で議会に報告、そして協議すべき重要な事項だと思っている。なぜそれがなされずに5月の臨時会以降、協議をしたのか。あるいは、私としては非常に疑問を持っているのは、本当に5月18日以降に見直しの検討がなされたのか。私はそれ以前に検討をしていたのではないかと思っている。

○社会福祉課長 和田委員がおっしゃるとおり、確かに市長就任以来、4月25日に入札を止めたという経過もあり、温泉センターについてはいろいろ議論をしてきた。ただ、あくまでも、いわゆる変更ありきということでの議論ではなく、これまでのいろいろな経過、辿ってきた内容について、まず市長にご理解をいただかなければならないということがあったので、いわゆる加速化交付金の話、検討委員会を組織して検討してきたことの内容、また、検討委員会がどのように設置されたのか、そのようなところから説明をさせていただき、まずはご理解をいただくことに努めてきた。その話のなかでは、当然市長の考えもあり、このように変えたい、ああしたらいいのではないか、こうしたらいいのではないか、ということは当然議論が出ていたが、最終的にいわゆるその方向性を、きちんとこの部分を外そうという部分を決めたのは、5月18日の全員協議会以降であるので、ご理解いただきたい。

○和田委員 議案の提案までの経過については、永井課長、いろいろご努力された。ご心痛もあったかと思うが経緯が確認できた。私が危惧しているのは、先ほども言ったが地方創生加速化交付金を補助申請している事業である。その事業を見直すということは、今後、地方創生に関わるいろいろな補助金、国に対して申請するとき、矢板市のスタンスはどうなんだ、本当にしっかりした総合戦略をもって事業を行っているのかとクエスチョンを付けられる可能性があるかと思うが、担当の総合政策課長いかがか。

○総合政策課長（横塚順一）確かに和田委員のおっしゃるように、この城の湯の整備、改修については、3月の補正予算、加速化交付金を使っての申請ということをやっている。ただ、いくつか事業を組み合わせる申請をしているが、その中の城の湯の部分、備品購入だが、こ

の部分については、国のほうで対象外とされた経緯がある。ただ、対象外とされているが、市としてはシナリオを立てて申請をしているので、その部分が必要ないとは考えていない。あくまでも交付金の対象外とされたというだけで、その部分については単費でということにはなるが、やっていくという判断をしていた。先ほど和田委員がおっしゃった、この事業については、総合計画、それと総合戦略のほうに、多機能化であるとか、施設間連携ということで計上された事業であるので、これについては当然やっていかなければいけない事業ということで、議論のなかでも申し上げたが、過日の全員協議会において市長のほうから説明があったように、・・・・・・・・、・・・・・・・・、・・・・・・・・・・というような発言もあったかと思う。ただ私としては、総合戦略、総合計画は外部の方の力も借りて作ったものであるので、そうそう簡単に変わるものではないということで考えており、今の総合戦略、総合計画の内容を活かして、成果として果たすべきであった交流人口の増であるとか、健康増進、こういったものを実践したいと考えている。

○和田委員 今、総合政策課長からあったように、重要な変更事項であるという認識は持たれていると。私が指摘しているのは、この変更をすることによって、市民からの信頼、私ども議会にも相談なしに出されたことについて不信感をもっている。何よりも国や県に対して、矢板市の立つ位置、総合戦略の持つ意味、非常に危惧をしている。どのように受け取られるか。変えてはならないものだと思っている。これは水掛け論になってしまうのでいいが、変更することによって得られる効果、費用捻出が大変なので変更するという説明があった。施設の競合に関しては、捉え方の違いなので論議しないが、変更することによって、4,800万円減額されるが、その4,800万円の減額効果というのは本当にあるのか。というのは、当初の計画の説明では、さきほど現地でも質問したが、2号館から1号館に集約するのは、供給するポンプの寿命、改修に非常にお金がかかる。1号館に入浴施設を集約することによって得られる効果、今後かかっていく費用が少なくなっていくとの説明のなかで当初の計画の説明があった。なのに2号館の浴室をそのまま残すということは、今回4,800万円減額されたとしても、将来に渡ってはそれ以上の負担が予想されると思うが、その点についての協議はなされたのか。

○社会福祉課長 和田委員のおっしゃるとおり、当初の計画では、1号館に集約するということなので、当然2号館に今まで負担がいていた、例えばお湯を沸かす費用とか、電気代といった費用については、一つの施設になるので相当軽減されると見込んでいた。ただ2号館も同じように動かすという形になると、当然今までと余り変わらない状態でいくと思うが、ただボイラーなどについては、新しい省エネ型の機械に取り替えるので、若干だが、今までのものよりは費用的にはかからなくて済むのかなというところ。結果的にはその辺のことしか、新しいものに変えるので、油もそこまで使わなくて済むとか、電気についても今は蛍光灯だが、LED化することで電気代も相当数削減されるのではないかと。実際に動かしてみないと、どのくらい効果が出るのかは分からないが、ただそこまで大きくは跳ね返ってこないのではないかとこの気はしている。今回はそのような方向である。当初市長は、2号館全て封鎖ということも訴えていた。1号館に集約するのだから、2号館は使わないようにしてしまっ

もいいのではないかと、全く温泉を入れさせないようにして、休憩所だけにして留めておいた方がいいのではないかとという話も出たが、実際今現在2号館も1号館も使っていて、極端にいきなり変更して2号館封鎖という形をとったときに、利用者、一般市民から相当数の反発もあるだろうということもあり、であれば、今の施設の老朽化しているところを直し、長寿命化を図り、継続できる形をとった方がいいのではないかとという見解で話を進めてきてこのような経過になっている。

○和田委員 齋藤市長は、職員に知恵を出し合い政策提言をしなさいと議場でおっしゃっていた。私は、職員の方がしっかりと考えて出されたものが今回の総合戦略であり、当然、今回の城の湯温泉センターの改修、当初の計画というのはその結果だと思った。すばらしい計画だと思った。あそこをトレーニングルームにすることで健康寿命も延びる。一般質問の際にも言ったが、万が一災害が起きたとき、市役所の代替地機能を果たすし、避難所としても受け入れられる。今、2号館はお風呂なのでふれあい館しか使えない。あそこをトレーニングルームにすることによって、全く違った意味合い、これらを考えたときに、しっかりとした市の施設として有効利用ができる訳である。それを変更するというのは、検討不十分な補正であると思っている。庁舎の代替地等、2号館をそのような形で利用するということは考えていないのか。

○総務課長 確かに、ただいま和田委員からご指摘いただいたとおり、今現在ふれあい館のみの避難所という形であり、それでも手狭であれば隣接して、そこにそれくらいのスペースが確保出来るというのは理想ではある。一方で、東日本大震災のときのように、お風呂に入れない方がたくさんおり、温泉センターを開放して、入浴された市民の方がたくさんいらっしゃったという経緯もふまえると、今回温泉機能として改修することになっているが、そういった部分も必要なのではないか。ただそれは1号館でも可能かもしれない。しかし、今の現状で実際に役立ったということからすると、それはそれで機能としては果たすべきものなのかなとは考えている。ただ、市民の皆さんができるだけ多く、冬であれば暖かい部屋で寝泊まりできるというスペースは、一つでも二つでもあったほうがよいというふうには個人的には考えている。

○和田委員 先ほど経費についての説明、答弁のなかで、かかってくる費用の部分しか説明がなかったが、2号館を入浴施設として取り上げるというのは、源泉を吸い上げるポンプに対する負担、いつトラブルを起こしてもおかしくない、湯量も減っている。その負担を減らすために1号館に集約するというのが、当初の予算の計画の説明であったかと思う。なので、2号館をそのまま入浴施設として残すということについては、リスクに関しては非常に高いままであるというふうに捉えているが間違いないか。

○社会福祉課長 和田委員のおっしゃる通りであり、先ほど現地でも説明させていただいたが、2号源泉の湯量が少しずつ、あまりあがらなくなっているというのは間違いないことである。今回1号館だけに集約することにしたのもその一つの要因である。あまり源泉に負担をかけると、結果的にお湯が止まったとき、休館ということが想定されたので、1号館のみで運営ができる状況であれば、例えばお湯を沸かすにも1号館のお湯だけ沸かせば済むとい

うことになり、源泉に負担もかからない。例えば2号源泉が止まってしまった場合は、お湯を沸かさないと使えないので、当然そこに費用が発生してくる。1号館、2号館が両方動いていると、どちらかを止めて1号館だけあるいは2号館だけ動かすかという選択肢も出てくる。結果的には一つの考え方としては、あまり源泉に負担をかけないために2号館については健康増進施設に変えようという考え方だったということである。

○和田委員 総務課長に改めてお聞きする。議案第1号に関して、この民生費の部分をもっと慎重に協議を重ねていただきたい。議会にももっと丁寧に説明していただきたいという思いがあるが、議案第1号の民生費の部分のみ取り下げるとすることは考えられないか。

○総務課長 議案第1号については、これまでの経緯のなかでその場その場で説明した通りである。議員各位に説明が足らなかった部分もあったかもしれないが、この内容としては我々執行部の中で検討に検討を重ねて出した結論であり、一般会計補正予算第2号としてこのままご審議いただきたい。

○副委員長 暫時休憩する。 (11時33分)

○副委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11時38分)

○大島委員 この城の湯関係、どのような感じが分からないが、リニューアルして2年半か3年になる。昨年にわかふたのようななかでこの問題が出てきた。課長中心に検討委員会を作り、その論議のなかである程度の方向性が出た。俗にいう設計、建築してあとは壊すとかいろいろな論議があったかと思うが、大々的にリニューアルして、整合性は今回の改修のなかではどのようになっているのか、その辺も検討してこのような結論になった、だからこのように2億何千万円もかける工事をしなければならない。その辺の背景を教えてください。

○社会福祉課長 今の指定管理者がはじまったときかと思うが、今日入っていただき見ていただいたとおり、床を絨毯敷きにしたり、畳をすべて張り替えたりとかである。いわゆる設備のほうには全く手を加えない改修工事を行ったと聞いている。今回のような、ろ過機やボイラーを交換するとかいった設備を含めて改修したのではなく、とりあえず見える場所をきれいに改装、改修をしたということを知っている。なので、温泉施設の何か手を加えたりとか、新たに置き替えたりとかということはしなかったのではないかとと思われる。なので、今回の工事との関係では競合しているところはないと思われる。

○大島委員 この件に関しては、先を見てある程度やったかと思うが、具体的に今回は機械設備等、本体からすべて手を加えるという段階かと思うが、そのような状況下で、今話題になっているような、どこまで設備の充実を図ってくるということでやったかと思うが、先ほどから問題となっている俗に言う福祉関係のことで廃止にはなったが温泉バスを含めて今までやってきたと思う。福祉のなかでこのトレーニングルームというのは、市内からどれだけのお客さん、後は交流となるとまた話は違ってくる。東京とかそういったところから。その辺との基本的な問題のなかでこれだけのことをやって今回の目的というのはどのくらいまで、市内、そして矢板市民が利用する、そのあたりの経過はどのようになっているか

○社会福祉課長 今回、社会福祉課で工事関係をやろうとしていた。健康増進施設に変わった

暁には、健康増進課に所管を変えて進めようという計画をしていた。健康増進施設というのはトレーニングルームを使って高齢者から、今働く世代の方々が運動するきっかけが全くない。その運動のきっかけを作る場所として考えていた。当然高齢者についてはグラウンドゴルフ場を整備する予定であったので、グラウンドゴルフをやって、汗をかいたら食事を摂って温泉に入らせていただく。また、トレーニングルームで汗をかいたら、お風呂に入れる機能もあるので、そういったことを目論んで今回計画してきたということである。そのようななかで、市内には女性だけの運動の機能の施設があるが、そこよりは若干施設も大きいので、温泉プラストレーニングルームを使えるというセット料金の設定をして使わせていただくということで考えていた。利用者数の想定については、指定管理者が他市町村で同じような施設を運営しているところがあり、新たに健康増進施設に変えたときに、当然利用者が増えてくることが想定されるということだった。我々もいままでの機能のままで温泉施設を運営してきたときに、やはり毎回利用者数が減っているのではないかと議会からも指摘いただき、今回、健康増進施設にすることで利用者数のアップも考えていたところである。今回これをやらないということであれば、現状維持もしくはお客さんを入れるようなことを余計に考えていかなければならない。数字的にどれくらいの人が増えるかは分からないが、当然今よりも増えることを想定していたし、健康増進施設に変わるという位置付けのなかでは、トレーニングルームを使って、いわゆる健診の指導をあの場所でやろう、現場をみてメタボの人はこういう運動をするといいですよといった構築も考えていた。利用者数の増加を含めて、そういったことを目論んでいた。

○大島委員 何点か説明があった。その話と、健康関係、そちらのほうに移行するという話は私のほうではじめて聞いたが、内部的なもの、我々が聞かなかったからということだと思うが、それはそれでよしとして、そのようななかで、このまま、当初の予定だった場合は、地方創生加速化交付金4, 300万円、これが入ってこないとなると、おそらくまた市の一般会計の方から出すようになると思う。そのあたりも含めて、これはあくまでも補正であるので、補正予算のなかでこのように方向転換しても、これは矢板市のなかでの執行部を含めて、確かに市長が変わったという大きな論点はあるが、そのようななかで市で内部検討した結果、これが補正予算だということになれば、我々はそのようななかで、考えた中で、皆さんからの意見はよしとしなければならぬと思っているので、その点も含めて、これから皆さんのほうからも議論があったら出していただきたい。

○社会福祉課長 加速化交付金の話が出たので補正させていただきたい。加速化交付金については、先ほど総合政策課長からも話があったとおり、当初、いわゆる新年度予算編成がおおむね完了しているころに出てきた国のほうの補正予算であった。当初、温泉センタートレーニングルームの設備については、リースで考えていた。12月の指定管理者の指定の議決をいただいたときにもご説明させていただいたと思っているが、リース料分については、指定管理料に含まれている。そのため平成28年度の予算に計上されている予算であるということで、4, 700万円がなくなっても、取り敢えず器械の設置については、そのリース料で可能であるという状況であることはご理解いただきたい。

- 大島委員 確かにリースという話は聞いた。しかしこれはタダではない。あくまでもリースであるということで、経費負担がないということであれば、これは言い訳がましい話であるが、結果的にこれは誰が払うのかということになってくると、これは利用料金。今回、これがなくなったということになれば、3, 200万円くらいの指定管理料であるかと思うが、これが減る可能性もある。そのあたりを今わかる範囲でお答えいただきたい。
- 社会福祉課長 指定管理料については、実を言うとまだ金額がどれくらい下がるのかについては検討していない。申し訳ないが、やはりこの案件が終わらないと、指定管理者に話をしていないし、できない。内容をこうしてこうやりましょうという話。ましてや12月に議決いただくときに、随意契約でお話しをいただいて、指定管理料もこのような金額になります、今後、温泉センターをこのように整備していくという了解のもとで協定をいただいているということもある。リースを使わないということであれば、その歳出分は当然減額になると思う。ただ、今回、指定管理料を設定しているなかでは、今回のトレーニングルームを利用する料金、いわゆる収入。そういったものをきちんと見込んで指定管理料を計算しているため、もう一度計算し直さないと、どのくらい減額になるかは、申し訳ないが今の段階ではお教えできないことをご了承いただきたい。
- 石井委員 改修工事のなかで、現地でもお聞きしたが、温泉設備が随契ということだがどのような経緯で随契なのか。
- 社会福祉課長 城の湯温泉センターが出来て以来、この設備関係を保守していただいている業者がいる。壊れるものについては、市内一般業者だとなかなか取り扱いができないというところがあり、今回分けてやったということがある。市内業者でもやれる部分については、この機械設備とか電気設備のほうに全て入れているが、やはり温泉の機械室のポンプや熱交換器、ろ過機の交換をしたりというのは専門業者でないとできないので、その部分については随意契約で進めるということで検討してきた。
- 石井委員 これも現地で見せていただいて気が付いた私なりの感想だが、現在1日300人程度が利用されている。当然リニューアルをすればもっと増えるというなかで、たまたま1号館に全て温泉施設を集約するということになる、果たしてあれだけで、狭いというか、ゆったりした入浴が可能なのかということをおもったところだが、その辺の懸念はなかったのか。
- 社会福祉課長 石井委員のおっしゃるとおり、当然今まで2箇所あるところが1箇所に集約されれば、ピーク時に若干混むことを想定はしていた。実際どのくらいになるのかは分からないが、そのようなこともあり、1号館には露天風呂もあり、そこに洗う場所もあるが今は機能していないということもあり、今回工事を行い使えるような状況に作り変え、中でも外でも洗う場所をまず作る。一番混むのは洗う場所だと思う。湯船のなかはけっこう広いので、そこまでごった返すということはないが、現状だと洗う所が一番狭いので、そこが少しごたごたするかなということは想定しているところ。2箇所あったところが1箇所になれば、混むのは間違いない。ただしそこまで極端に、行列をつくるほどではない。出だしの状況は今日見ていただいたとおおり。時間のサイクルでお客さんがぐるぐる回ってきて、夕方になる

と仕事帰りの方が若干増え、若い人たちはサウナに入ったりということで、うまく分散できていた。今回の改修で1号館にサウナを作れば、サウナに入る人、お風呂に入る人と同じところで可能になるので、全く混まないということではなく、若干混むかなという想定はしている。

- 和田委員 2号館がオープンした当初、1日平均1,000人以上の利用者があったが、現状では300人になっているということである。そうなると、当初計画でスポーツジムを作ることによって利用者が伸びることは考えられるかと思う。しかし補正でそれを変更することによっては、利用者は今後減っていく一方だと思うが、どのように考えているか。
- 社会福祉課長 今回改めて直しても、人の入りについては、工事をやってお風呂に入れな期間を長く作ってしまうと、お客さんが離れてしまう可能性がある。なるべくそれをしないように、今回も改修工事については、まず1号館の改修を先に行い、終わったら2号館の改修を行うという、いわゆるお風呂に入れる環境を継続して工事を行いたいと考えている。特徴ある温泉場ではないので、たとえば岩盤浴があるとか、何があるとかという、いろいろな機能がある新しいものが出来れば、新しい人も入ってくる可能性はあるが、我々としては現状維持。それとリニューアルをしたので今までよりは入る可能性はある。確かにオーエンスが指定管理を受けてから、昨年と今年の状況をみると、1万人くらい人が増えている。新しくなって利便が図られれば、利用者数は増えてくるのではないかとすることは想定している。
- 副委員長 暫時休憩する。 (11:57)
- 副委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (12:57)

【答弁の訂正】

- 副委員長 総合政策課長より、答弁の訂正の申し出があるのでこれを許可する。
- 総合政策課長 午前中の和田委員の質疑に対する答弁のなかで、全員協議会での市長の発言を引用した部分があったが、勘違いということだったので、市長の発言うんぬん（7頁の上から8行目）について、具体的には見直しの件について、私の記憶違いということで取り消させていただきたい。
- 副委員長 総合政策課長の申し出を許可する。
(異議なし)
- 副委員長 ほかに質疑はないか。
- 大島委員 先ほど聞いたなかで質疑をしたい。本日現地調査をしたなかで、外構工事、グラウンドゴルフ場の張芝工事として3,837.1㎡から約2,000㎡にするとの形だが、聞いたなかでは㎡あたり1万9,000円近くかかるが、その辺のところはどのようなになっているか。
- 社会福祉課長 グラウンドゴルフ場の芝張りの工事であるが、㎡いくらというのは手元に数字を持ち合わせていない。当初計画のものであれば数字が出せるが。
- 副委員長 では、後ほど改めて報告をもらうということでしょうか。
- 大島委員 了解した。

- 社会福祉課長 野芝を張る工事であるのでそこまで高いものではない。今回変更する部分は、今あるグラウンドの練習場にある芝を道路の面へ持っていきこうということで、経費をなるべく削減し、新しく芝を張る面はゲートボール場の部分だけというふうに捉えていただけるとありがたい。
- 大島委員 今回の見直しのなかで2面から1面になったということだが、今後造成する予定はないということでしょうか。
- 社会福祉課長 お見込みの通り。
- 副委員長 この際、私も質疑をしたいので、委員長を交代する。
(委員長交代)
- 委員長 委員長を交代した。ほかに質疑はないか。
- 高瀬委員 さきほど健康増進施設として考えていたという話があったが、矢板市は医療費が非常に高いということで、市民の方からもそのような話がある。医療費を削減するという意味でも健康増進施設というのは非常に大切だと思う。健康増進施設、今トレーニングルームを作っているいろいろなアドバイスをして、実際に市民の方がそこに参加した場合、細かい数字でなくてよいが、どれくらいの医療費が削減されるか、またどのようなよい影響が及ぼされるのか。
- 健康増進課長(細川智弘) 結論から言うと、いくらという数字は申し訳ないが出せない。ただ健康づくりというのは、その人にあった健康づくりをそれぞれが行うというのが健康づくりだと考えている。そのなかでトレーニングジムのようなものがあって、それが運動のきっかけになれば非常にありがたいというところで、それが医療費削減に繋がればよいのではないかと考えている。
- 高瀬委員 健康増進ということで利用者が増える見込みということもあったが、実際に先ほどの話で、1号館を先に改修してその後2号館の改修にあたるということで、業者も別々に入札するという形になっていると思うが、例えば1号館の部分だけを先に決定して、2号館の分については後で補正を組んでいくという話は、協議のなかで出てこなかったのか。
- 社会福祉課長 工事手法としては先ほど説明したとおりだが、今回の工事について、電気設備、機械設備といったものは、1号館・2号館両方に係る工事になってくるので、それを別々に発注すると余計に経費がかかることも想定されるので、今回は工事を進めるにあたって、4種類の工事に分けて進めるということで進めてきた。
- 高瀬委員 4種類の工事は一緒のほうがいいと思うが、例えばグラウンドゴルフ場と駐車場の関係については別枠で、例えば最初に作っておいてさらに利用者の状況を見て等、別に考えれば予算がないからすぐにそれはできないとはならないかと思う。大田原市などでもそうだが、一般質問でも話したがデスティネーションから栃木国体まで、非常に人が集まってくる。それからいろいろな広報活動も県やJRがやってくれる。そういう場にあるわけで、先行型の予算を組んでいるということを出しているが、今現在いくらかかったとしても、長い目でみれば、健康増進で市民の皆さんも使ってください、さらに、そのようなことをしていることによって、矢板市は市民の皆さんのことを考えた行政をやってくださいということ

で、それこそ、矢板市に住んでもいいのではないか、あるいは子や孫が帰ってくるまちづくりにも繋がるかと思うが、そういったことでの話はなされたのか。

○社会福祉課長 今回いろいろ整備するなかで、グラウンドゴルフ場、駐車場については建物とは別なので、工事は別にやる予定で進めていたわけだが、今回はこの時期になってしまったので、6月議会が終わり作業を進めるとなると、全ての工事において8月に入札をかけないとお尻まで間にあわなくなる。段階的にというのも当然あるかとは思いますが、今まで城の湯温泉センターはいろいろな補修工事、改善工事をやってきていて、相当の工事、修繕費が建物に投入されてきている。23、4年経ち、老朽化も進行しており、追いつかなくなってきた状態で、このまま少しずつ補修、修繕をしていっても、なかなかきちんとした形で運営もできていけない。ましてや利用者数も年々減っているという状況のなかで、これをどうにかしてアップすることを考えたときに、財政サイドのほうで、大規模な改修を一度施して、きちんと機能を回復して、長寿命化もしくは当初予算は多機能化を図ろうとしたものだが、今回は長寿命化という形で補正予算を組まさせていただいているが、それを進めるということで、段階的にこれから予算をとってやっていくというのも、市民のニーズに答えるというのも一つの方策かとは思いますが、ある一定のところまで予算投入させていただいてやるのも一つの方法ではないかということである。

○高瀬委員 さきほどトレーニングマシンのリースは、これとは別の枠できちんと入っているとの説明があったが、今日視察してみて、まず板張りの広いスペースがある。私も温泉が好きであちこち行くが、その温泉によっては、狭いなかでトレーニングマシンを置いて自由にお使い下さいとか、あるいは料金を払って別枠で使うという方法があるが、温泉センターではリラックスするためのマシンを4台、それをゆったりと配置しているので、もともと別枠で入っていたトレーニングマシンをリースすることにして、例えば何台かはそこに置いておく、またいろいろな予算ができた段階で、あるいは協賛企業を募った上で施設を増やしていくとか、今ふれあい館に畳張りの部屋があるが、そちらにいろいろなものを増やしていくというような話は出たのか。もしくは出なかったのなら、これからそのようなことを考えていくことはできるのか。

○社会福祉課長 今、高瀬委員がおっしゃったようなことについての議論はあまり出なかった。今、株式会社オーエンスが指定管理者であるが、その前の指定管理者においては、1号館にトレーニングマシンを配置していた経過はある。当然管理者によって、いろいろ手法があるので、今日見ていただいたように、オーエンスでは2号館にマッサージ機器を置いている。あの場所は鏡もついており、本来運動出来るスペースでもあるが、今回休憩室はきれいに整理しなおした経過があり、畳のところの前にフローリングがあり、あそこで運動していたのでは、休憩しているどころではなくなってしまうので、あのような形で活用していたのだと思う。なので、小さな機械であれば別のところに置くスペースはなくはないとは思いますが、どちらかというとしが働きかけることも必要だが、指定管理者のほうで考えていただき、人を集める手段の一つとして検討していただくのも一つの手段ではないかと捉えている。

○高瀬委員 目に見えるようであればスクリーンを貼ればよい等、いろいろな解決法があると

思う。例えば、今この議論が新たに始まって、これから考えることであればよいが、一度決まっていることで、温泉センターの廊下にもイメージ図が大きく貼り出されている。温泉センターに行った時にたくさんの方から言われたが、なぜ作らなくなってしまったのか、グラウンドゴルフ場も作らないのではないかという不安もあって、グラウンドゴルフのほうは1面作れるようになったので、良かったと思うが、やはり皆さん方の期待が非常にあるものなので、そこは熟考を重ねていただき、お金がないからやらないとかではなく、将来的なものを見据え、さらにお金がなければ、例えば市長はトップセールスで企業誘致等とおっしゃっているが、例えば企業誘致は本当に大変な作業で、より小さな額のもの誘致できなければ企業誘致はさらに難しいので、そういったことも考慮に入れていただきたい。

もう一つ、別の質問だが、オリンピックトレーニング場の誘致において、矢板市の場合なかなかI F規格のものがないということで、自治体と直接スポーツ担当の協議にあたるような形になってくるが、チームによってはやはりトレーニング場があり、プールがあるのが望ましい。フットボールセンターの方はトレーニング場をきちんとやるという約束になっているが、できればトレーニング場と、プールはないが温泉があつて、温泉があるということは、世界的に言えば、ドイツなどはクアハウスということで、昔から温泉施設を健康増進のために使うということをやってきて、日本の自治体においてもそういったことでエコツーリズムとして売り出しているところもある。それでオリンピックトレーニング場の誘致にあたっては、そういったマシンが複数あったほうが優位であるかどうか等、そういったことについての考えを伺いたい。

- 総合政策課長 どのような施設にしても、施設自体がしっかりしていること、これが必要条件である。あとは十分条件として、副次的、附帯施設などとして、トレーニング付きの温泉といったものは、十分優位性を発揮できる施設になろうかと思う。その場合、そういった施設について、キャンプに使った場合は、トレーニングルームにしても温泉にしてもおそらく専用での使用が条件になってくると思われる。まずそれ以前に十分条件として、マイナスの要素として、矢板市内の場合は宿泊施設がいくつかあるが、外国人が来る場合、ベッドの大きさ等いろいろハードルが高いということは聞いている。今のご提案は確かに素晴らしいと思うが、それをもってさあやろうとはできないのが実情であると考えている。
- 中村有子委員 今、議論の多くを聞いて総括的に感じたことは、改修工事前と補正予算であげられた部分で、一長一短ありながら聞いていた。温泉というと源泉の湯量であるが、これは当初計画を立てる前の時に足りていないような説明を聞いたことがあるが、温度が低く、沸かすという説明を聞いたが、一番懸念されるのは、湯量がどこかの時点で足りなくなるのではないかと。そうすると経費が嵩む。2号館にもまた新たな経費をかける。さらに過去にもポンプの故障などたくさん経費がかかっている。そこへまた新たな経費をかける。湯量が足りない場合にはいろいろなリスクを背負っての改築になるのではないかとということが懸念される。確かに福祉施設のサービスから健康増進施設のトレーニング施設へという、また利用者の増も見込んでの期待ある改修計画という喜びと期待をもちながらの、今回の改正ということだったので、一長一短ありながらも苦しい立場で執行部もあたっているのではないかと。

と思うが、湯量に関してどのように協議されたのか。

- 社会福祉課長 1号源泉については、当初掘削して湯量をあげたときに毎分150リットルしか出ていなかった。2号源泉については、当初毎分400リットル出ていた。今は100リットルいくかないかという状況。3分の1くらいになってきている。1号源泉については、昨年度ポンプを大きなものに交換したので湯量が上がり、毎分250リットルを確保できており、両方で350リットルは毎分あがっている状況。結果的に2号源泉の湯量が3分の1になっており、またポンプが頻繁に壊れる、72度という温度と、下で相当数、1,500メートル掘っているので水蒸気の発生率が高く、その影響を受けてポンプが回るどころが壊れてしまうという状況が頻繁に起きている。去年、一昨年、ポンプのモーター部分を取り替えたがそれで今ようやく100リットルを確保しているという状態。今回1号館だけに施設を集約しようというのは、現在湯量が減っていきいているので、運営するのに今のところそこまで支障はないが、ただ爆弾を抱えながら今後も運営をしていかなければならない状況である。
- 中村有子委員 一番懸念していた部分である。本当に350リットルで今は維持をしている。これから故障等、リスクを抱えての経営状況となる。社会福祉課長の言葉だが、その辺りに一番不安を抱えての補修事業に入るといえるのは、本当に不安材料を抱えたままのスタートでいいのかということが、現時点で私の頭の中ではいっばいである。
- 副委員長 体育施設費の委託料として7,573万3,000円の補正があがっている。これは設計業者への委託料かと思うが、これは入札か随契か。二つ目として、このデザインといたものは、市の方から発注する際に注文はあるのか。三つ目として、収入を上げるために、いくらかでも費用を、フットボールセンターもまだ名称が決まっていない。仮称ということだが、ネーミングの付け方によって広告収入を得られる方法というのは検討しているのか、そして単に建物だけではなくて、これだけ広いところ、野球やサッカーをみるといろいろなところに広告が出ているが、そういった広告収入を上げる手段の検討を含めて発注するのか。
- 総務課長 まず方式については入札を考えている。次にデザイン等の注文に市の意思が入ることについては、県の協会などの話もあると思うが、いろいろなところと協議しながら進めていかなければならないものと認識している。先方の意見も聞き、当然矢板市に建てるものであるので、市としても、例えばクラブハウスであればこのようなイメージ、仕上がりでといった我々の方からの意思は伝えていきたい。また、ネーミングあるいは広告収入、スポンサーを入れてという話についても、先方の意向もあるとは思うが、そちらも協議をしながらということになる。現段階では予算規模のなかで発注をかけ、そのことも併せて考えていくということになる。
- 総合政策課長 最後の財源の部分で補足説明させていただきたい。ネーミングライツ等といったものもあるが、今はふるさと納税の企業版というものも新しい線であるので、こういったものも活用可能かどうかを含めて検討していきたい。また、ふるさと納税の個人版について、今は基金に積んでいるが、使い途については市長にお任せ事業が一番多いということな

ので、基本的にはフットボールセンターの方に充当させていただきたいと考えている。

○社会福祉課長 午前中、大島委員から質問のあった、張芝工事の㎡の単価であるが、概算で㎡あたり9,000円で見込んでいる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ質疑はこれで終結する。

○委員長 暫時休憩する。 (13時24分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13時27分)

○委員長 この際、議案第1号について、私が討論したいので、委員長を交代する。

(委員長交代)

○副委員長 それでは暫時、私が委員長の職務を行う。議案第1号について、討論を行う。討論はないか。

○和田委員 議案第1号について、反対の立場から討論を行う。

当初予算にあった城の湯温泉センター改修工事は、2号館をトレーニングルームとし、入浴施設は1号館に集約する。グラウンドゴルフ場を整備するというものである。あり方検討委員会の慎重な議論の末、市民の声を反映し、今後の温泉センターの活用を見据えたとき、温泉センターの最も適当な活用方法として導き出された姿であり、検討委員会の結果は議会に報告され、3月議会の予算審査で全会一致で可決された事業である。健康寿命を延ばすことに資すると共に、災害のときに役所機能や避難場所として活用出来るというものでもある。矢板市総合戦略の柱となる事業でもあると考える。この事業が議会に十分な説明のないまま変更され、補正予算として提出されたことは、甚だしい議会軽視である。改修イメージ図が温泉内に張り出され、広報や議会だよりに示された内容が突然変更されることは、市民の期待を裏切る行為である。また、地方創生加速化交付金を申請した事業であることから、これを変更することは国からの信用を失い、今後の地方創生事業、総合戦略に沿った事業の補助金申請に著しい影響を与える恐れさえある。

以上のことから議案第1号に対し反対する。議員各位のご協賛を賜るようお願い申し上げます。

○石井委員 議案第1号について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この件については、たびたび議論がなされているように、設備が重複している。つまり、矢板市の大きな課題としてこれから取り組む(仮称)とちぎフットボールセンターの中にも、今回見直しを予定している健康増進施設の一部が組み入れられている。あるいはグラウンドゴルフ場整備が予定されているということで、矢板市の財政状況等を考えれば、当然、この似通った施設をこのまちに2カ所整備するというのは少し無理があるのではないかとということが一つ。それと、先ほど来、地方創生に関する重要施策ということであるが、残念ながらこの加速化交付金についても、3月議会の、我々が知らない、後に不採択ということになっている。ということは、この事業そのものが、国では加速化交付金の対象の事業ではないという見通しかなと思っている。また、費用対効果にも少し疑問を感じている。

そうしたことから議案第1号については賛成したい。議員各位のご協賛を賜るようお願い申し上げます。

○副委員長 ほかに討論はないか。

(なし)

○副委員長 これより採決する。議案第1号については起立により採決を行う。原案に賛成する委員の起立を求める。

(起立多数)

○副委員長 起立多数である。よって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

○副委員長 委員長を交代する。

(委員長交代)

○委員長 委員長を交代した。

【議案第2号】

○委員長 次に、「議案第2号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○選挙監査事務局長 (小瀧新平)

(「提出議案説明書」1頁を朗読。「議案書」2頁を朗読、3頁について説明。)

この度、公職選挙法施行令が一部改正され、同施行令に規定する公営単価について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と、人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方により、3年に1度の参議院通常選挙の年にその基準額の見直しを行うことを例としているところであり、5%から8%に消費税が増税されたことを踏まえ、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費にかかる限度額の引き上げを行うものである。

本文3行目、第4条第2号アについては、選挙運動用自動車使用について、1日の車使用料の限度額の現行額15,300円を15,800円に改正するもの。同号イについては、選挙運動用自動車使用について、1日の燃料代金の現行額7,350円を7,560円に改めるもの。

本文5行目、第6条及び第8条については、ビラ作成の1枚あたり単価の現行額である7円30銭を7円50銭に改めるもの。

本文6行目、第11条については、ポスターの1枚当たり作成単価現行額である510円48銭を525円6銭に、ポスター作成限度額算定基礎に加算する額301,875円を、310,500円に改めるもの。

なお、施行日については公布の日からを予定している。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はない

か。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

【議案第3号】

○委員長 次に、「議案第3号 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長 (沼野晋一)

(「議案書」4頁を朗読、5頁について説明。)

矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育館の設備及び運営基準を定めたもの。このなかで今回改正する第10条において、学童保育館に放課後児童支援員を置くことを規定している。その要件についても規定されているが、例えば保育士、社会福祉士の資格を有する者。また学校教育法の規定による、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者などとしている。学校教育法が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定された。それに伴い、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が施行され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、資格要件のなかに義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加するため条例の一部を改正するものである

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (13時45分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13時51分)

【陳情第19号】

○委員長 次に、「陳情第19号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する

る陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 「陳情文書表」1ページを朗読)

○委員長 意見はないか。

○高瀬委員 採択することに賛成である。理由としては、3つある。一つ目は自然への畏敬の念を持つというきっかけになるということ。二つ目は、矢板市、塩谷町などを含めて水街道としてパンフレットを作っており、水について考えるきっかけを持つようになるということ。三つ目は、各自治体間の競争が行われているが、必要なときはお互いに協力して、矢板市の場合はJRのこともいろいろ出てくると思うので、協力できるところは協力して皆でやっついこうという姿勢も大切であると考えからである。

○大島委員 矢板市においては、やはり山、川、これが一番基本で、矢板市のかげがえのない財産の一つである。こういったなかで、ある時は脅威の川になるおそれもあるという、そのような趣旨も書いてあるし、そういった見直し、そして、これから治水を含めて自然の享受を受ける矢板市においては、これは賛成してもよいと思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第19号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第19号は、採択とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(13時57分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長